

総本山並びに寺院の維持保存を妨害したとき。

九、如供養または佛塔の財空に關して、恣意して不正行爲をなしたとき。

十、指導教頭・導師の委託なく、職員から書翰送付を請求し、またはこれを消費したとき。

十一、本講規則第一章第六条に定まる目的以外のために、職員としての地位や組織を利用し、職員間での会談問題等によつて他の信仰に多大な影響をもたらし、たとき。

十二、宗祖口傳火聖人の制戒に違背して、宗に於ける諸員に対する評判を好み、講中の異体同心を醸したとき。

十三、本講の体面を著しく害す行為のあったとき。

十四、懲戒せられた職員に加担して、講中及び指導教頭に反抗したとき。

十五、日蓮正宗宗門より懲戒せられた僧侶を曲庇し、佛法上人の命に反したとき。

十六、そのほか日蓮正宗の法統に類して、職員としてふさわしくないと認められる行動をなしたとき。

② 懲戒の種類を次の五種とする。

第四十八条 第四十六条第二項に基いて行なわれた懲戒処分に対し、不服があるときは、最高役員会議に審査を申し立てることができる。

③ 懲戒処分に対する審査を求めるには、その旨を交けた日から十四日以内で、申立人の住所氏名、要求の事由、及び立証を記載した書面をもつて、講頭に申し立てなければならぬ。

第十五章 雑則

(講解)

第四十九条 この講則は、日蓮正宗宗制・宗規、日興上人述語、及び日有上人化後抄に基づき、本講の運営と信仰活動の基本事項を定めるものであり、本講規約第二二条に開つた運営の規範となる規則である。

(解任)

第五十条 本講の各役員において、その職務を行なうことが不出であるとき、これを解任することができる。

(任用)

一、訓告。

二、戒告。

三、本山における僧侶証明書(宗書)の発行停止。

四、職員としての活動停止。

五、除名。

③ 前項の処分を行なおうとするときは、その職員に対し、書面による弁解の機会を与えなければならない。

④ 第三項の処分は、書面をもつて本人に通告し、講頭に公告することによつて効力を発する。本講役員にして、第二項の懲戒に処せられたときは、解任の手続きなくしてその職を失う。

⑤ 第三項の懲戒に処すべき行為再犯に及ぶときは、もしくは第一項の事由の程度によつては、日蓮正宗宗規第十一條第二項二十九条に則り、日蓮正宗責任役員会に於いて処分を行なうことができる。

(懲戒処分の経緯・救免)

第四十七条 処分を受けた職員が改悔の請書し、二度と誤りを犯すおそれがないと認められるときは、最高役員会議を経て、処分を軽減もしくは救免することができる。

(懲戒処分の不服申立)

第五十一条 本講則を改正しようとするときは、最高役員会議に對り、講頭がこれを公布する。

(執行規則)

第五十二条 本講則を施行するに必要な規則は、最高役員会議において定めることができる。

附則

(施行期日)

第一條 本講則は、昭和五十五年八月二十五日から施行する。

(経過規程)

第二條 本講則施行の際、現に在任する役員は、本講則に基づき選任されたものとみなす。